

～ 消防法施行令改正～

平成 30 年 3 月 28 日改正 令和 元 年 10 月 1 日施行

小規模な飲食店等にも消火器具の設置が必要になりました

平成 28 年 12 月 22 日に発生した新潟県糸魚川市大規模火災を受けて、消防法施行令が改正され令和 元 年 10 月 1 日から原則として延べ面積にかかわらず、すべての飲食店等に消火器具（以下「消火器」という。）の設置が義務付けされることとなりました。新たに設置が必要となる飲食店等におかれましては、令和 元 年 9 月 30 日までに消火器を設置していただくことになります。

1.改正内容

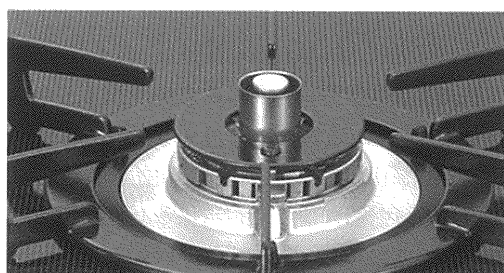
現在、飲食店等※1においては、延べ面積が 150 m²以上のものに消火器の設置が義務付けられていますが、今回の改正により、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。※2）を設けた飲食店等については、延べ面積にかかわらず、消火器の設置が義務付けられます。

※1 食堂 レストラン そば屋 すし屋 ラーメン店 小料理店（接待を伴わない） 喫茶店 スナック 酒場 居酒屋等

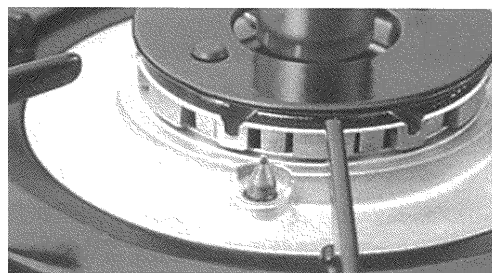
※2 防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものの例

- 火を使用する設備又は器具に油過熱防止装置を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に自動消火装置を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けた場合（具体的にはカセットコンロに設けられ、加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置、いわゆる圧力感知安全装置が設置された場合など）

※ I Hコンロ・電気コンロ等、火を用いない器具・設備は対象外です。



調理油加熱防止装置



立ち消え安全装置

※防火上有効な措置に含まれない

2.設置後の点検・報告について

今回の法改正により設置される消火器は、消防法令に基づく「点検・報告」が必要となります。飲食店等の場合、6ヶ月ごとに点検を行い（年2回）所定の様式で管轄の消防署へ1年に1回の報告が必要となります。

磐田市消防本部予防課
建築設備グループ
電話：0538-59-1719

